

前芝確三『原子力基本法(試案)』の執筆時期をめぐって

藤田 明 史

立命館大学非常勤講師 (平和学)

本稿では、立命館大学国際平和ミュージアム所蔵の「立花昭文書」に含まれる前芝確三『原子力基本法(試案)』の執筆時期の推定を行う。このことは、原子力基本法のコアをなす「原子力平和利用三原則」の立法化の過程において行われた、日本学術会議に結集した科学者による議論全体の中での前芝「試案」の占める位置を見極めることを意味するであろう。結論として、前芝「試案」が照らし出す、「三原則」立法化の過程の現代的意義にも言及する。

1. はじめに

立命館大学・国際平和ミュージアム所蔵の立花昭文書⁽¹⁾に含まれる原子力問題委員会委員・前芝確三「原子力基本法(試案)」⁽²⁾(以下、前芝「試案」と略称)の執筆時期に関して、東京工業大学の山崎正勝教授から平和ミュージアムを通じて筆者に確認の依頼があった。山崎教授からの私信(08.10.16付)によれば、依頼に至る経緯は次のようであった。同教授は、この数年来、科学史の立場から日本における戦後の原子力政策の展開を研究しており、現在は原子力基本法の問題を扱っている。日本学術会議の図書館で資料を調査していたところ、偶然に前芝「試案」を見つけた。その資料には日付が入っていない。同じ資料が立命館大学国際平和ミュージアムにあることを知り、そこには日付が入っているかもしれないと思い問い合わせた、と。

本稿では、前芝「試案」の執筆時期の推定を行う。

ところで、筆者はこの問題に次の2点において関心をもった。

第1は、以前から原子力基本法、とりわけその中に取り入れられた「原子力平和利用三原則」の立法化の過程に深い関心をもっていたが、前芝「試案」の存在を認識することはなかった。したがって、それがどういう文脈のもとに、いつ書かれたかは、それ自体きわめて興味深いことである。

第2は、「三原則」の成立を主導した科学者として今まで念頭にあったのは、専ら自然科学者(とりわけ原子物理学者)であった。したがって、社会科学者の具体的な関与を示す今回の文書の存在は、筆者にとってきわめて新鮮であり、「三原則」立法化の過程の現代的評価に関して新たな課題を提起しているようにさ

え思えるのである。

ここに、前芝「試案」の全文を掲げておこう。

別紙

原子力基本法(試案)

原子力問題委員会委員
前 芝 確 三

原子力の平和的利用は、将来における人類の福祉に、測り知ることのできない寄与を約束するものであり、ことにエネルギー資源に乏しいわが国としては、とうていそれをなおざりにすることはできないのである。しかし、原子力の研究は、原子兵器との関連において急速な発展をとげたものであり、原子兵器の廃棄に関する国際的合意もいままお成立していないという条件のもとにその研究はあくまで慎重でなければならない。ことに世界諸国民中、原子兵器による惨禍を身をもって経験した唯一の国民であるわれわれは、その研究の目的がきびしく平和的利用に限定せらるべきことを要求する権利と責任とを有する。したがってわが国において開始せらるべき原子力の研究も、さきに制定された日本国憲法の精神にのっとり、結局において、世界の平和と人類の福祉に貢献する目的のもとに、少くとも次の諸事項が厳守されなければならない。

1. 研究はあくまで原子力の平和的利用を目的とし、その研究の成果を軍事的目的への利用にみちびくおそれのあるものの介入をきびしく排除する。

2. 原子力の研究・開発利用の成果およびこれに関する情報はすべて公開され、国民はこれを知ることができなければならない。
3. 研究はあくまで日本国民の自主性ある民主的な運営のもとに行われるべく、諸外国の原子力に関する秘密情報を入手利用したり、諸外国の原子力研究機関に依存してはならない。
4. 原子力研究関係機関要員の日本国憲法によって保障された基本的人権はあくまで尊重されなければならない。
5. 原子力の研究・開発利用のための直接、間接の施設は、すべて原子力平和利用委員会の監督をうけ、営利の目的に利用することを厳禁される。かかる施設への外国資本の投下は許されない。
6. 核分裂性物質およびその利用もしくは加工による放射性副産物、または核分裂性物質の原料となる物質ならびに原子力研究・開発利用に必要な諸機械器具の輸出および輸入は、すべて原子力平和利用委員会によって管掌され、その品目数量につき国会の承認を得なければならない。
7. 6にあげた物件を海外から取得する場合には、市場価格により購入し、特別の条件を付せられた供与貸与等によってはならない。
8. これらの諸条項を実施するために必要のある場合には、適当な法令が制定されなければならない。

2. 問題の歴史的背景⁽³⁾

占領下日本において、原子力の研究は1947年1月30日付の極東委員会政策決定によって禁止されていた。しかし、52年4月28日に講和条約が発効すると、禁止されていた原子力研究を再開する機運が物理学者の間で盛り上がった。早くも同年7月、日本学術会議(49年1月発足)において、副会長の茅誠司と原子物理学者の伏見康治を中心に、原子力委員会の設置を政府に申し入れる案が検討された。しかしこれに対し、素粒子論グループ及び民主主義科学者協会・物理部会準備会の若手研究者たちから批判の声が上がり、多数の討論会が組織された。かりに「平和的意図で出発しても、いつ軍事目的に切替えられるかもしれない⁽⁴⁾」との心配があった。茅・伏見提案は10月の総会で否決された。こうした議論を受けて11月、原子物理学者の武谷三男

は、原子炉建設に際して前提とすべき諸条件を次のように規定した。すなわち、原子爆弾投下の唯一の被害者である日本人は、平和的な原子力の研究を行う権利を最も有するとした上で、「日本で行う原子力研究の一切は公表すべきである。また日本で行う原子力研究には、外国の秘密の知識は一切教わらない。また原子力研究所のいかなる場所にも、いかなる人の出入りも拒否しない。また研究のためいかなる人がそこで研究することを申し込んでも拒否しない。以上のことを法的に確認してから出発すべきである」と述べた。この武谷の発言は後の「原子力平和利用三原則」の原型となるものであった。

53年12月8日、アイゼンハワー米大統領が国連総会において、「原子力平和利用」(アトムズ・フォア・ピース)のための国際管理機関の設置及び核分裂物質の国際プール案を提案した。この提案の背景には、49年8月にソ連が原爆実験を行い、米国による原爆独占体制が崩れたという事情があった。

これを受けて日本では54年3月3日、「政治の力によって突破する以外に、日本の原子力問題を解決する方法はないと直感」し、その機会を窺っていた改進黨代議士・中曽根康弘を中心に、235百万円の原子炉築造予算が国会に上程され、直ちに可決された。日本学術会議は直ちに對抗し、まず伏見によって「原子力憲章」(伏見草案)が作成され、討論の土台となった。3月20日には、学術会議の原子核特別委員会(朝永振一郎委員長)において、「わが国の原子力研究についての原子核物理学者の意見」が集約され、4月23日の日本学術会議第17回総会において、原子力平和利用を保障する「公開・民主・自主」の三原則を訴える声明が発せられたのである。

55年8月、ジュネーブで第1回の原子力平和利用国際会議が開かれた。そこに派遣された中曽根を団長とする国会議員団4名からなる原子力調査団は、帰路、米国に立ち寄り、原子力施設を見学する傍ら、日本の原子力法体系を議論した。議員団は科学アタッシュ(科学担当外交官)として米国にいた向坊隆の助言を受け入れ、「三原則」を基本法の中に取り込むことに決めた。「三原則」が日米原子力協定の妨げにならないことを、向坊は米国原子力委員会に確認していたのだ。こうして三原則は同年12月に「原子力基本法」に取り入れられた。忘れてはならないのは、こうした「三原則」の立法化の背景に、54年3月1日に行われた米国によるビキニ環礁での水爆実験に反対する、全国民的な運動があったことである。

3. 執筆時期の推定

こうした文脈において、前芝「試案」がいつの時点で書かれた可能性が高いか。この「試案」を前芝氏は原子力問題委員会委員として書いている。「原子力問題委員会」とは、学術会議が原子力研究に対していかなる態度をとるべきかの検討を目的とした「第39委員会」(53年1月設置)を解消し、同趣旨で54年5月に新たに設置された委員会のことである。

ここで、伏見氏と前芝氏の言葉を引用することにしよう。各引用は、伏見康治『原子力のゆくえ』(朝日新聞社、1954年9月)、前芝確三『原子力と国際政治』(1956年6月、東洋経済新報社)からである。両文献とも、この時期の原子力研究をめぐる諸問題を当事者が具体的に伝える文書として、今までほとんど注目されてこなかったのではないかと思う。前者は、「今夏(1954年の夏—引用者)朝日新聞大阪本社では、記者有志が大阪大学理学部の伏見康治教授をまねき、わかりやすい原子物理を中心に、数回にわたって常識講座をひらきましたが、そのときの速記録に同教授の全面的な加筆を得て一冊にまとめた」ものである⁽⁵⁾。後者の「はしがき」には、「筆をおくにあたって、……とくに日本学術会議原子力問題委員会でいっしょに仕事をしてきた伏見康治・小椋広勝……の諸氏に、あらためてあつくお礼を申し上げる」とある。日本の原子力をめぐる問題を当時の国際関係の中にも的確に位置付けた優れた啓蒙的著作である。なお、前芝氏の著者紹介には、「中国・東欧・ソ連等における毎日新聞社特派員、同社外信部長をへて、現在立命館大学法学部教授、日本学術会議会員、同原子力問題委員会委員、法学博士」とある。

さて、伏見氏の言葉から見よう。「今後原子力の研究が日本で具体的に行われるようになれば、いろいろな細かい規定が当然必要になってきます。……われわれとしては「原子力基本法」の草案がまだできぬうちにウランウムの地上権といった小さな問題までも原子力法で規定されてしまいますと、われわれの今後の原子力政策が立てられないことになってしまいますので、何とかして国の強力な法律ができる前に学者の力を少しでも拮据しておこうと努力しているところです。学者の方で今後の原子力開発の大綱を立てた上で、政府の細かい規定ができるのなら望ましいことですが、ばやばやしていると大きいことも小さいことも全部向こうでやられてしまう。ですから学術会議の中の法律関係の先生にお願いして原子力基本法の内容を細かく書いていただいているのですが、これもなかなかかは

どりません。」そして、原子力基本法の有効性を問う意見に対して、次のように述べる。すなわち、「なるほど原子力基本法ができたところで、それでもう日本の原子力研究は大丈夫だ、脱線することはない、安心だといったものではありません。……一つのよりどころとしての法律です。政府の再軍備を責める場合、憲法第九条があるとないとは大変な開きがあります。それと同じことで、政府よりも先に平和的目的のための原子力ということを謳って大綱をしっかりしておけば、あとの仕事がやりやすいのです。その意味での原子力基本法であり、私がやかましいほどいうゆえんもここにありますが」と。「原子力基本法」を「憲法第九条」と類比しているのは、今日においてとくに、きわめて示唆的であると言えよう。

続いて前芝氏の言葉。「政府は六月(1954年—引用者)、内閣に原子力利用準備調査会を置き、また九月には通産省内に原子炉予算打合せ会を設けて、とりあえず小型の実験用原子炉をつくるための暫定的な準備体制をととのえはじめた。また、財界は財界で電力・機械・化学工業資本家を中心に、わが国における原子力事業が将来いろいろの形で彼らに豊かな利得をもたらすことを期待しながら、積極的な動きを開始した。しかも、実験用原子炉だけでなく、早くも発電用原子炉のプラント一式をアメリカから輸入することまで計算に入れている彼らの目から見れば、「三原則」などというものはむしろじゃまであった」と述べる。このような動きに対し、若い良心的な科学者は非常な不安を覚え、さらには、政府が「三原則」を保証しないかぎり原子力研究に協力しない、との態度をとりはじめるであろう。そこで「原子力問題委員会では、……わが国の教育全般に対する教育基本法と同じような意味を、原子力の研究・開発・利用に対してもつ原子力基本法の制定が当面必要であると考え、法規小委員会を設けて、政府への申入れや制定せらるべき法の内容についての具体的な研究に着手したのである」という。伏見、前芝両氏とも、この「法規小委員会」に所属していた⁽⁶⁾。原子力基本法を、伏見氏が「憲法第九条」に比したのに対し、前芝氏は「教育基本法」に比していることは、きわめて興味深い。一方では、基本法を政府への「しぼり」と考えているのに対し、他方では、研究者の「権利」と考えている。ここには自然科学者と社会科学者の発想の違いが反映されているようにも思える。もちろん、いずれもが重要な視点である。こうして10月19日から21日まで学術会議第18回総会が開かれたが、委員会が提案した「原子力基本法制定につ

いての政府に対する申入れ」には反対者が多く、内容を修正し、これを「政府への要望」と改めることによって、ようやく採択されたのであった。この「要望」は「三原則」をさらに具体化したものであった。「三原則」の上に、さらに政府にこんな要望をすることはとりこし苦労がすぎると考えられるかも知れない。しかし、これらの条項のどれ一つをとってみても、実はそれがまもらなければ、わが国における原子力の研究・開発・利用が国民的利益（national interest）にそむくおそれがあったのである。」

前芝「試案」が上記「政府への要望」の土台になっていることはほぼ間違いなく確認できる。よって筆者は、前芝「試案」の執筆時期を次のように推定したのである。

前芝確三氏の「原子力基本法（試案）」は、1954年5月に日本学術会議内に設置された原子力問題委員会において、原子力基本法の制定を政府に要望するために着手された、法の内容についての具体的な検討の一環であった。要望内容は1954年10月に行われた日本学術会議総会で採択されたから、前芝「試案」が書かれた時期は1954年5月から10月の間と推定される。

4. おわりに

以上の所論を踏まえ、日本学術会議における「原子力平和利用三原則」をめぐる議論の現代的評価に関わって、いくつかの論点をあげておくことにしよう。

- (1) 日本学術会議を舞台に、戦後日本における原子力平和利用の問題が議論され、それは、原子力の平和利用を保証する「公開・民主・自主」の「三原則」の立法化の過程を通じて、現実社会の巨大技術開発の在りように一定の影響を与えた⁽⁷⁾。そこには多くの分野の科学者が参加した。とくに、自然科学者と人文・社会科学者との間での討論はどのようであったか、その可能性と限界を見極めること。これはC・P・スノーのいう「二つの文化」の問題とも関わって興味ある論点であろう。
- (2) 戦後日本の原子力開発の歴史において、「三原則」は実際にどのような機能を果たしてきたか。その肯定・否定の両面を全面的に明らかにすること。
- (3) 冷戦構造が崩壊し、その後の米国一極支配体制も破綻しつつある現在において、あらためて世界（日本も含めて）の「平和的」な原子力利用の在りかたが問われているといえよう。

こうした状況において、「三原則」の歴史的な意味を問い、現代におけるその含意を十分に明らかにすることは、きわめて重要な課題であろう。

《注》

- (1) 立花昭氏は、1953年東京文理科大学素粒子論研究室卒業、大阪市立大学で宇宙線理論の研究を行う。54年電源開発（株）に入社、原子力発電調査に従事。55年8月のジュネーブ原子力会議にはオブザーバーとして出席。以後、日本原子力発電（株）にて高速増殖炉開発等に一贯して従事する。晩年は核廃絶等の平和運動を行った。98年死去。立命館大学・国際平和ミュージアム所蔵の膨大な「立花昭文書」は、全体として、理想と現実の狭間に真摯に生きた一技術者の苦悩の表現であるように思える。筆者（藤田明史）は、国際平和ミュージアム館長（当時）の安斎育郎教授とともに既に故人となっていた立花昭氏の居所を訪問し、寄贈を受けるべき書籍・文献・記録などの選定に当たった立場にある。
- (2) 「立花昭文書」文書番号366：1823。
- (3) 本節の詳細は、拙稿「『原子力平和利用三原則』の思想と現代的意義」（『技術と人間』2002年11月号）を参照のこと。
- (4) 早川幸男「軍事科学と自然科学者の悩み」（1953. 1）、同氏著『素粒子から宇宙へ—自然の深さを求めて—』（名古屋大学出版会、1994年）所収。筆者は、注3の拙稿を伏見康治氏へのインタビュー（2001年3月6日に行った）に基づいて書き、それを伏見氏に送ったが、それへの返答として氏から次のようなコメントをいただいた（02. 11. 18付筆者宛て私信）。「私が原子力にかかわったのは、主として学術会議の場であって、（「三原則」は——引用者）私自身の思想の発展と言うよりは、学術会議（およびその周辺）における皆さん（例えば早川幸男というような若い物理学者）との議論の末に出来上がってきたものであることを、…御理解願いたいと思います。武谷さんは私より遥かに頭の良い方で、私が若い論客相手に育てていた思想をむしろお独りで生んでいったと考えます。」
- (5) 朝日新聞社内での「常識講座」開催に関して、田中慎次郎氏による次の興味深い記述がある。「ビキニの灰では、朝日は読売に苦杯をなめさせられ、当初の数日間立ち直りがひどくむずかかった。それにこりて、後になって社内で原子力の基礎常識についての講習会がひらかれたりしたが、広島、長崎に原爆を投下された日本なのだから、原子力は科学記者のする勉強だなどと思わずに、社会部の中から、原子力の基礎常識をあらかじめ身につけておこう、という人が一人でも二人でもでいたら、焼津からの第一報は機会にめぐまれずおくれたとしても、あとの追いかけと、展開とで、大いに威力を発揮できただ

ろうと思われる。」(田中慎次郎「科学記者あれこれ」
(1955)、同氏著『はしくれ帖』、みすず書房、1980年)
(6)「立花昭文書」文書番号366:1 (「立花ノート」)。
(7) 日本学術会議自体の成立とその思想的背景については、拙

稿「『日本学術会議』成立の思想的背景に関する一考察」
(安斎育郎教授退職記念論集編集委員会編『平和を拓く』、
かもがわ出版、2006年)を参照されたい。